

市からのお知らせ

Hot news of daily life



お知らせします！青森市の財政状況

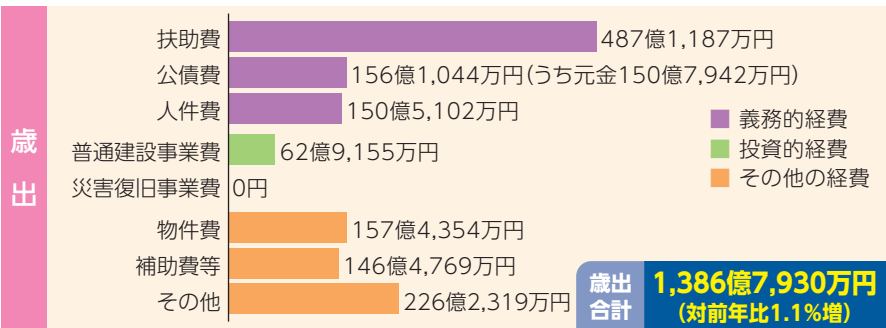
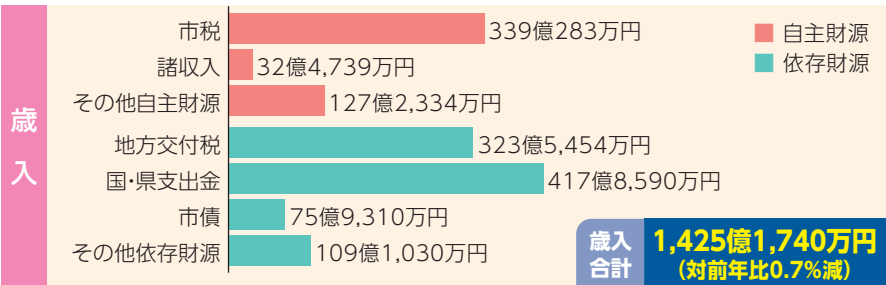
令和6年度決算の概要

皆さんの大切な税金をもとに運営される市政。どのくらいの収入があり、どのような目的に使われたのか。決算の概要と財政状況をお知らせします。

☎ 財政課 (☎017-734-5187)

一般会計

福祉、教育、環境、消防、道路など、市の基本的な行政サービスを行う会計です。



歳入歳出差引額から翌年度繰越財源
1億8,563万円を除いた **実質収支額 36億5,247万円**

特別会計

市が特定の事業を行う場合、その事業で得られる収入を財源として支出するため、一般会計とは別に経理を行う会計です。

会計名	歳入	歳出
競輪事業	307億4,168万円	307億2,278万円
国民健康保険事業	261億8,830万円	261億3,069万円
卸売市場事業	8億4,416万円	8億3,050万円
介護保険事業	325億5,072万円	319億1,503万円
母子父子寡婦福祉資金貸付金	1億7,767万円	1億710万円
後期高齢者医療	43億373万円	41億9,079万円
駐車場事業	2億3,941万円	2億1,812万円

企業会計

地方公営企業法の適用を受けて、民間企業と同じように、事業収益で経営している会計です。

(税込)

会計名	区分	収入	支出
病院事業	収益的	113億8,617万円	124億8,497万円
	資本的	8億4,437万円	12億3,954万円
水道事業	収益的	62億6,041万円	57億8,562万円
	資本的	7億9,392万円	37億7,985万円
自動車運送事業	収益的	25億3,139万円	24億6,682万円
	資本的	3億7,367万円	4億2,006万円
下水道事業	収益的	86億7,516万円	76億162万円
	資本的	44億2,452万円	84億4,417万円
農業集落排水事業	収益的	3億6,835万円	3億1,190万円
	資本的	1億1,510万円	2億5,977万円

※収支不足額は、それぞれ内部留保資金(消費税及び地方消費税資本的収支調整額ほか)などで補填しました。

まとめ

実質公債費比率(借入金の返済額が収入に占める割合)がピークである平成29年度の15.2%から4.3ポイント減少するとともに、将来負担比率(将来負担する負債額が収入に占める割合)が同時期の104.3%から22.7ポイント減少するなど、青森市の財政は着実に健全化しています。本市の将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向けて、持続可能で健全な財政運営を行うために、社会情勢の変化などを的確に捉え、不断の事業見直しを進めていきます。

掲載の内容は、10月21日時点の情報をもとに作成しています。イベントなどは中止・延期・変更となる場合がありますので、最新情報は、各お問合せ先にご確認ください。

市民1人当たりの歳出（一般会計）

市民1人当たりに使われたお金		53万877円
民生費	高齢者や障がい者、子どもの福祉など	24万1,226円
土木費	公園、道路、河川の整備、除排雪など	5万7,344円
総務費	戸籍証明書発行などの窓口業務、選挙など	5万2,168円
教育費	学校教育や社会教育など	4万7,128円
衛生費	保健、医療、ごみ、し尿処理など	3万7,543円
商工費	商工業の振興、物価高騰対策としての事業者支援など	7,695円
公債費	市債(市の借入金)の返済	5万9,758円
その他	消防、救急、農林水産業の振興、議会、雇用対策など	2万8,015円

※令和7年4月1日時点の人口261,227人で計算

財政の健全化に関する財政指標

令和6年度決算を基に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による財政指標を算定しました。いずれの指標とも国の基準を下回り、指標上の問題はありません。しかし、病院事業会計と自動車運送事業会計において資金不足が発生しており、経営改善に向けた取組を強化していく必要があります。

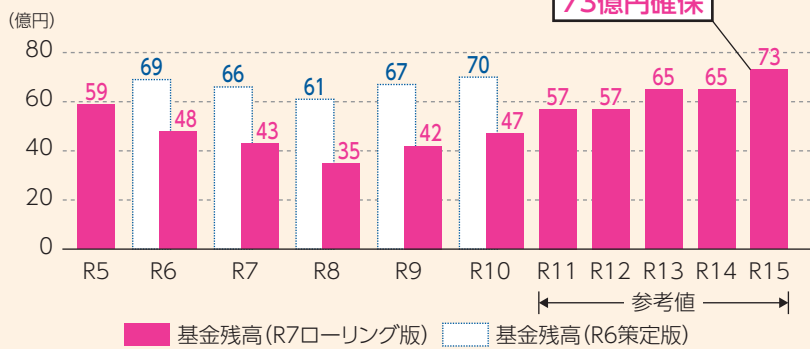
指標	内容	前年度	令和6年度	国の基準	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計を中心とした赤字の割合。比率が大きいほど財政状況が悪化していることを示します。	赤字なし	赤字なし	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	全会計の赤字の割合。比率が大きいほど財政状況が悪化していることを示します。	赤字なし	赤字なし	16.25%	30.00%
実質公債費比率	市の標準的な年間収入に対する借金返済額の割合。比率が大きいほど借金返済に財政が圧迫されていることを示します。	11.3%	10.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	市の標準的な年間収入に対する将来に負担が見込まれる負債の割合。比率が大きいほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを示します。	79.7%	81.6%	350.0%	—
資金不足比率	各公営企業の手持ちの資金などの不足額が営業収益に占める割合。比率が大きいほど経営状況が悪化していることを示します。	病院事業	3.7%	13.5%	経営健全化基準 20.0%
		水道事業	資金不足なし	資金不足なし	
		自動車運送事業	6.9%	5.9%	
		下水道事業	資金不足なし	資金不足なし	
		農業集落排水事業	資金不足なし	資金不足なし	

青森市財政プラン令和7年度ローリング版

持続可能な財政運営を行っていくための指針として、令和6年10月に、「青森市財政プラン(2024～2028)」を策定し、毎年度、ローリング(見直し)を行っています。

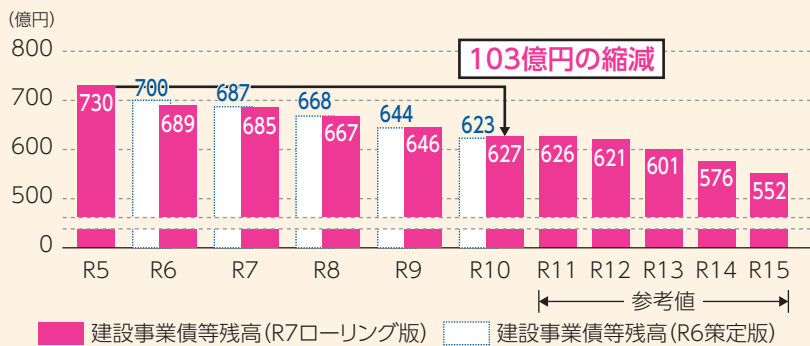
【財政目標①】 財源調整のための基金70億円確保に向けた取組を継続。昨冬の除排雪経費の増加などにより令和10年度末の基金残高は47億円にとどまる見込みですが、それ以降は行財政改革などの取組の継続により基金残高を積み増すことが可能となる見込みであり、令和15年度末の基金残高は73億円を確保する見込みです。

【グラフ①】財源調整のための基金残高の推移



【財政目標②】 市債発行額の抑制による市債残高の縮減

【グラフ②】市債残高の推移(※臨時財政対策債を除く)



女性に対する暴力をなくす運動

11/12(水)～25(火)は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。「配偶者やパートナーなど、お互いにとってよりよい関係」とは何かを考えてみませんか。

関連イベント

「パープル&オレンジWリボンねぶた」展示

時 11/5(水)～30(日) 所 カダール インナーパーク

「願いをかたちに～パープルリボン・フレンドシップキルト」展示

時 11/5(水)～30(日) 所 カダール インナーパーク

「パープル・オレンジWリボン手作りガーランド」作品展

～暴力や虐待のない未来へ願いを込めて～

アコールを利用するサークルの皆さんが、想いを込めて制作した手作りガーランドを展示します。

時 11/1(土)～28(金)9:00～18:00 ※11/9(日)休館日

所 働く女性の家「アコール」

「パープルリボンキャンペーン」

時 11/19(水)12:00～12:30 所 アウガ 正面出入口前

内 関係機関や関係団体・企業と連携し、女性に対する暴力防止の啓発活動として、パンフレット・チラシ・ティッシュなどを配布

問 人権男女共同参画課(☎017-734-2296)

男女共同参画プラザ「カダール」(☎017-776-8800)

働く女性の家「アコール」(☎017-723-1700)



あおもり性暴力被害者支援センター りんごの花ホットライン(性暴力被害専用相談電話)

性犯罪・性暴力の被害に遭われたかたやそのご家族などからの相談を受け、必要な支援をコーディネートします。

☎017-777-8349 または ☎#8891

専門の研修を受けた相談員が対応します。秘密は厳守します。

◆相談受付日時 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

上記時間以外、国のコールセンターにつながります。

問 あおもり性暴力被害者支援センター(☎017-777-8349)

ボランティアの支援活動員募集

公益社団法人あおもり被害者支援センターでは、ボランティアの支援活動員を募集しています。

問 (公社)あおもり被害者支援センター(☎017-718-2085)

青森市DV相談支援センター

配偶者やパートナーからの暴力の悩みに相談員が応じます。

☎017-734-5318【相談専用】

時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)8:30～17:00

対 原則、女性が対象 備 来所相談は要予約



アコール階段ギャラリーパネル展 ～STOP!DV・児童虐待!声をあげよう、あなたのために、誰かのために～

DVや児童虐待についての資料を展示し、相談先も紹介します。DV・児童虐待撲滅の願いを込めて、パープル・オレンジWリボンをツリーに飾りましょう!

時 11/1(土)～28(金)9:00～18:00 ※11/9(日)休館日

所 問 働く女性の家「アコール」(☎017-723-1700)

11月20日は 青森市子どもの権利の日



子どもの権利に関するパネル展を開催します。子ども会議や子どもの権利相談センターに関する展示もあります。この機会に、子どもの権利を学びましょう!

時 11/4(火)～7(金)9:00～16:30

※初日は13:00～、最終日は～16:00

所 駅前庁舎1階 駅前スクエア

問 こども・若者政策課(☎017-734-5320)



青森市子ども会議フォーラム2025 FOR CHILDREN～子どもをてらそう! Rightで明るいまちへ～



11/20の青森市子どもの権利の日にちなみ、青森市子ども会議委員(小学5年生～18歳)29人が中心となって、これまで活動してきた内容を踏まえ、青森市に対し意見表明などを行います。今年度の活動テーマは「笑顔あふれる青森市」です。友達や家族皆さんでお越しください。

時 11/16(日)10:30～12:00

所 市議会議場

備 浦町小学校の駐車場をご利用ください。

問 こども・若者政策課(☎017-734-5320)

公式Instagramも

ぜひご覧ください!

【@aomori.kodomokaigi】



子どもの権利相談センター「ホッたるうむ」18歳未満の子どもの権利侵害について、どなたでも相談できます。

☎0120-370-642 ㊚ ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～18:00 所 駅前庁舎3階 こども・若者政策課内



メールアドレス



WEB相談申込

11月は児童虐待防止推進月間 ～知らせよう あなたがあの子の声になる～

子どもの安全を守るためには、家庭や学校だけでなく地域が一体となって子どもを見守っていくことが大切です。日々のちょっとした「目くばり」、「気くばり」が子どもたちを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。皆さんも日頃から地域の子どもたちに目を向けることから始めてみてください。

◆子どものこんなサインを見落としていませんか?

- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・表情が乏しい、おどおどしている
- ・落ち着きがなく、乱暴になる
- ・親を避けようとする
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる など

あなたのお電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

児童相談所(全国共通☎189)、あおもり親子はぐくみプラザ(☎017-718-2976)

ヤングケアラーを知っていますか?

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響がでてしまうことがあります。

本人・保護者が「当たり前」だと思っていたり、家庭内の問題であることから、表面化しづらいのが現状です。

子どもが気軽に相談しやすい環境を作り、子どもの行動や表情の変化などに気付き、支援につなぐことが重要です。

一人で抱えてまず、困ったことや悩んでいることがある場合は、周りの人やあおもり親子はぐくみプラザに相談してください。

周囲のかたで、ヤングケアラーかもしれないという子どもに気付いた際には、お知らせください。

あおもり親子はぐくみプラザ(☎017-718-2976)

「緑と花をテーマとした作品コンクール」市長賞受賞作品紹介



◆図画・ポスター（小学校）の部
「緑と花のいやしパワー」
くどう あいり
工藤 愛梨さん（合浦小4年）

◆図画・ポスター（中学校）の部
「道」
はなだ さくら
花田 桜さん（横内中1年）

◆標語の部 「花と木と 人がつなげる 緑の町」
なりた みつき
成田 光希さん（合浦小6年）

＊緑と花をテーマとした作品コンクール入賞作品・自慢の花だんの写真を展示

緑と花をテーマとした作品コンクールの小・中学校の入賞作品（図画・ポスター、標語）と、素敵な花だん表彰に参加した花だんの写真を展示

時 11/26（水）～12/9（火）9:00～21:00（初日は13:00～、最終日は15:00まで）

所 リンクモア平安閣市民ホール1階ギャラリー

問 公園河川課（☎017-752-8334）

秋の「地域花いっぱいまちづくり事業」活動団体の紹介

市内並びに、外ヶ浜町の参加団体の皆さん、ご協力ありがとうございます。

こども園あおもりよつば／幸畑阿部野町会／山田町町会寿楽クラブ／安田第二ほがらか会／すみれ町会女性部会／褰懸団地町会（フラワーサークル）／はまなす公園花を愛する会／ロイヤル鳴滝町会「さくらの会」／長島町会／山の手町会／筒井町会花愛好会／大野町会／三内丸山町会／NPOあおもり～な／曙町町会／浪館第五町会紅葉会花愛好会／幸畑団地連合町会／幸畑団地西町会／幸畑福祉館花壇愛好会／公園をきれいにする彩花の会／合浦西公園愛護会／昭和通り振興会／平岡児童公園を守る会／褰懸町会／徳長新生会／浜町町会／なかよし花クラブ／外ヶ浜町増川婦人会

問 公園河川課（☎017-752-8334）

市営霊園管理事務所を閉所します

三内・月見野・八甲田霊園の各管理事務所を、12/1（月）～R8.3/31（火）まで閉所します。

この期間中に埋葬するかたは、生活安心課（駅前庁舎4階）に「霊園使用許可証」と「埋・火葬許可証」を提出してから埋葬してください。

なお、閉所期間中は、三内霊園「愛犬の墓」への納骨はできませんので、開所までお待ちください。

※浪岡墓園への埋葬手続は、浪岡振興部市民課で通年受付しています。

問 生活安心課（☎017-734-5277）、浪岡振興部市民課（☎0172-62-1140）

人事行政の運営などの状況を公表します

情報の透明化・共有化を目的に、職員数や職員の給与など、市の人事行政の運営の状況について公表しています。紙面の都合上、抜粋して掲載していますが、全項目については、下記に備付けのほか、市HPに掲載していますので、ご覧ください。

問 人事課（☎017-734-5093） ID1006723

1 職員数（総職員数）

区 分		条 例 定 数	R6.4.1 a		R7.4.1 b		比 較 b-a		R6.4.1 会計年度 任用職員	R7.4.1 会計年度 任用職員	比 較 会計年度 任用職員
市長事務部局	市民病院を除く事務部局	1,381	1,251	(41)	1,264	(42)	13	(1)	790	818	28
	市民病院	669	575	(2)	547	(0)	△28	(△2)	211	227	16
議会事務部局		22	17	(0)	16	(0)	△1	(0)	3	3	0
教育委員会	事務部局	188	165	(1)	165	(0)	0	(△1)	72	73	1
	学 校	108	99	(0)	97	(1)	△2	(1)	46	48	2
選挙管理委員会事務部局		11	7	(0)	7	(0)	0	(0)	1	1	0
監査委員事務部局		11	8	(0)	8	(0)	0	(0)	0	0	0
農業委員会事務部局		19	12	(2)	12	(1)	0	(△1)	6	7	1
公営企業	水道事業	275	235	(8)	232	(7)	△3	(△1)	39	37	△2
	自動車運送事業	109	95	(10)	86	(11)	△9	(1)	95	103	8
計		2,793	2,464	(64)	2,434	(62)	△30	(△2)	1,263	1,317	54

(注1) ()内は、再任用短時間勤務職員数（外数）です。
(注2) 会計年度任用職員の職員数は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の総数です。

（単位：人）

こちらでご覧になれます

- 【閲覧場所】
- ・情報公開コーナー（本庁舎3階）
 - ・駅前庁舎1階
 - ・柳川・東岳・高田情報コーナー
 - ・浪岡振興部総務課
 - ・市民図書館
 - ・各支所・各市民センター
 - ・浪岡中央公民館

2 職員の人事評価の状況

項目	区分	能力評価	業績評価
評価期間		R5.10/1～R6.9/30 (R6.4/1～R7.3/31)	R6.4/1～R7.3/31
評価基準日		R6.8/1 (R6.9/1)	R7.2/1 (R6.9/1)
対象者		すべての一般職の職員	すべての一般職の職員
実施者数		2,449人	2,450人

(注1) ()はフルタイム会計年度任用職員の評価期間などです。
(注2) パートタイム会計年度任用職員は含まれていません。

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

R6.4/1現在

一 般 行 政 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
318,048円	382,682円	43.2歳

(注1) 平均給与月額は、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などを含みます。
(注2) 再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員は含まれません。

(2) 期末・勤勉手当の支給割合（令和6年度）

区 分	期末手当	勤勉手当
年度計	2.5月分（1.4月分）	2.05月分（1月分）
前年度比	+0.05月分（+0.025月分）	+0.1月分（+0.075月分）

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(3) 特別職の報酬などの状況

R6.4/1現在

区 分	給料・議員報酬月額	期末手当
市 長	1,000,000円	(令和6年度支給割合) 6月期 1.650月分 12月期 1.750月分 計 3.400月分 (前年度比 +0.075月分)
副市長	788,000円	
議 長	658,000円	
副議長	603,000円	
議 員	580,000円	

4 職員の休暇・休業の取得状況

(1) 一般職員の年次有給休暇

区 分	内 容
付与日数(1年間)	20日以内
繰越限度日数(1年間)	20日以内
平均取得日数(令和6年度実績)	14.8日

(注) 平均取得日数は、令和6年度中に育児休業、休職または停職期間のある職員及び中途採用、中途退職、派遣期間のある職員は含みません。

(2) 育児休業などの取得状況

（単位：人）

区分	令和6年度の取得者数			令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数	育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務者数
男性職員	19	1	0	35	18	0	0
	0	0	0				
女性職員	23	13	0	23	23	0	0
	25	36	1				
計	42	14	0	58	41	0	0
	25	36	1				

(注1) 育児休業…子が3歳に達する日までで休業することができます。
部分休業…子が小学校就学の始期に達する前日まで、1日を通じて2時間以内で休業することができます。
育児短時間勤務…子が小学校就学の始期に達する前日まで、条例などで定める短時間勤務形態での勤務となります。
(注2) 上段は令和6年度に新たに取得した者の数、下段は令和5年度以前から引き続いて取得している者の数

5 職員の研修の状況

研修実績（令和6年度）

研 修 名		人 数
必修研修	主事級職員研修	493
	チームリーダー等職員研修	145
	課長等職員研修	150
	60歳職員研修	20
	会計年度任用職員研修	80
	接遇研修	44
	会計庶務事務等研修、公金取扱事務等研修	58
	その他の研修（資格取得研修など）	543
	自己啓発研修	29
	派遣研修	62
計		1,624

※会計年度任用職員研修には、パートタイム会計年度任用職員を含みます。

高齢者世帯などの屋根の雪下ろし費用を助成します

助成額 屋根の雪下ろしにかかった費用の2分の1
(上限額1シーズン25,000円／上限額に達するまで申請可能)

助成対象 ※年齢は令和8年3月31日現在
原則として次の①～③の要件全てに該当するかた
①いずれかの要件に該当する世帯
・65歳以上のかたの世帯
・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のかたの世帯
・子どもが18歳以下の母子世帯
②市内に住所を有し、一戸建て住宅(自己所有)に居住
③同一建物の居住者全員が令和7年度住民税非課税

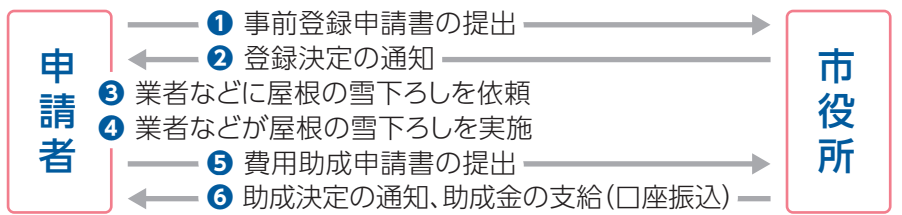
助成対象外

生活保護世帯／間口除雪の費用／個人のうち、親族が実施したもの／居住していない建物(空き家、店舗)／集合住宅(アパートなど)／車庫、物置のみ実施したもの／登録日以前に実施したもの

市の除排雪対策本部が雪害対応体制へ移行したときは助成上限額や助成対象を拡充

- ・上記①～③に該当する世帯の助成上限額を5万円に引上げ
 - ・上記①②に該当する住民税課税世帯も対象とし、雪害対応体制へ移行後に行った屋根の雪下ろし費用の4分の1(上限額1シーズン25,000円)を助成
- ※事前登録が必要(雪害対応体制へ移行前から可能)

申請の流れ ※毎年度、事前登録が必要



事前登録 ①に必要なもの

- ・事前登録申請書(市HPにも掲載 ID1008274)
- ・障害者手帳(お持ちのかた)
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

費用助成申請 ⑤に必要なもの

- ・助成申請書(②登録決定の通知時に郵送)
- ・申請者本人の口座情報が分かるもの(通帳の写しなど)
- ・雪下ろしを行う前と後の写真
- ・領収書などの写し
- ・申請者の印鑑(代筆の場合)

申請窓口 ・駅前庁舎4階 福祉政策課

・浪岡庁舎1階 浪岡振興部健康福祉課

申請期間 11/4(火)～R8.3/31(火)

※土・日、祝日、年末年始を除く

☎福祉政策課(☎017-734-5313)、浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)



浪岡地区

高齢者世帯等 冬期除雪サービス

自宅玄関から公道までの除雪を援助します(利用者負担:1時間200円)。

☎浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)

対象 65歳以上のかたのみの世帯(全員が当該年度の住民税非課税、浪岡地区に親族が居住していない)

申請窓口 浪岡庁舎1階
浪岡振興部健康福祉課

申請締切 12/26(金)まで

必要なもの 代筆の場合は申請者の印鑑(認印)

青森地区

ボランティアによる雪処理支援

間口除雪・屋根の雪下ろしの支援を行います。



本支援は、ボランティアの申込状況により対応できない場合があります。

☎青森市社会福祉協議会(☎017-723-1340)、福祉政策課(☎017-734-5313)

要件	間口除雪(福祉の雪対策事業)	屋根の雪下ろし(屋根の雪下ろし奉仕活動) ※積雪1mを超えた場合に実施
対象世帯(いずれかに該当)	・75歳以上のかたのみの世帯 ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯 ・要介護3～5認定のかたのみの世帯	・65歳以上のかたのみの世帯 ・身体障害者手帳1・2・3級(3級は視覚障がいまたは内部障がいに限る)のかたのみの世帯 ・子どもが18歳未満の母子家庭
住居	居住している一戸建て(借家可)	居住している自己所有の一戸建て
収入	世帯全員が住民税非課税	低所得
親族	居住または隣接する町会に3親等以内の親族が居住していない	市内に親族が居住していない
相談先	居住の地区社会福祉協議会へ	地区担当の民生委員へ

12月1日(月)から冬ダイヤに変わります

冬期間の交通環境の変化に対応するため冬ダイヤを運行します。

◆主な改正内容

- ①沢山線の運行経路を「戸山市民センター」経由に変更します。
 - ②戸山団地線の自由ヶ丘団地・浜館経由を迂回経路で運行します。
 - ③スケート場線(市民病院・総合体育館経由)の運行経路を変更します。
- ※詳しくは市営バスHP(11/18(火)～)でご確認ください。

◎新しいダイヤは次のとおりお知らせします。

◆11/18(火)～

- ・各バス停の通過時刻は、市営バスHPで確認できます。
- ・利用するバス停などの時刻表は、東部・西部各営業所、青森駅前発売所、NTT青森支店発売所のほか、市役所本庁舎、駅前庁舎、各市民センターなどで配布します。

◆11/25(火)～

ポケット時刻表を東部・西部各営業所、乗車券各発売所で配布します。数に限りがあります。

☎東部営業所(☎017-726-5443)、西部営業所(☎017-788-2326)
交通部管理課(☎017-726-5453)



ごみの搬入先を変更します

青森市清掃工場の施設点検のため、11/8(土)のごみの自己搬入は一般廃棄物最終処分場へお願いします。

☎家庭系ごみは無料(※青森市清掃工場で処理できない大きさの粗大ごみなどは10kgまでごとに110円)、事業系ごみは10kgまでごとに110円

☎青森市清掃工場(☎017-757-8840)

青森市一般廃棄物最終処分場(☎017-787-2108)

11月は「いきいきシルバー交通安全強調月間」

この時期は日没が早く、夕暮れから夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあります。

夜道を歩く際は、運転者から発見されやすい明るい色の服と反射材用品を着用するなど、交通事故防止に努めましょう。

運転者は歩行者、特に高齢者が多い場所では、減速・徐行するなど、思いやり運転に努めましょう。また、夜間の対向車や先行車のいない状況ではハイビームを活用しましょう。

☎生活安心課(☎017-734-5258)

犯罪被害者週間 11/25(火)～12/1(月)

毎年11/25～12/1は、犯罪被害者などが置かれている状況や犯罪被害者の名誉または平穏な生活への配慮の重要性などについて国民の理解を深めることを目的とした「犯罪被害者週間」となっています。

市では、市民の皆さんが安心して暮らせる地域社会の実現を目的に「青森市犯罪被害者等支援条例」を制定し、関係機関・団体と連携し、地域全体で犯罪被害者等の支援をする取組を進めています。

犯罪被害に遭われたかたやその家族などは、犯罪被害やその後の生活でも様々な困難に直面しています。傷ついた人に寄り添い、助け合える社会をつくりましょう。

☎生活安心課(☎017-734-5258)

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョつとちゃん」



～長年の功績に感謝をこめて～ 令和7年度青森市表彰 受賞おめでとうございます

10月7日、「令和7年度青森市表彰」の表彰式をホテル青森で行いました。
本表彰は、市勢発展に功績のあった個人や団体を表彰するもので、今年度は75人1団体が受賞されました。
受賞された皆さん、おめでとうございます。
今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



- ◆青森市表彰受賞者(順不同・敬称略)
- 【地方自治功労…38人】
鈴木英夫、横山芳信、神徹、木村幸一、木立精一(町会長)／野呂正幸(行政連絡員)／渡辺聡明、長谷川鎮昌、山内洋一、櫻田幸一、北田孝志(納税団体役員)／三戸敏文、澤谷武人、白鳥賢吾、田邊幸美、櫻田実、川村正一、田原仁、間山俊二、田澤正雄、間山博章、赤石勝信、木村智、神憲秋、鹿内達明、木原尚一、佐々木孝悦、蝦名一志、大科誠、工藤芳太郎、西谷文昭、三国重光、佐藤勇、永澤俊英、佐々木乗史、横濱博道、葛西芳宏(消防団員)／鹿内当子(統計調査員)
- 【教育・学術・体育等文化功労…2人】
小川義光(教育振興)／里村孝(西川孝映)(芸術文化振興)
- 【公益、社会福祉功労…33人】
鈴木英夫、寺沢規行、佐藤繁、福田和子、清野信一、中山秀子、船木京子、太田誠三、津島妙子、木村英佐恵、坂本睦、柴田光枝子、林友子、佐藤しのぶ、伊藤ふみ子、石田ちさゑ、田村恭子、新潟絹代、千葉憲夫、山内孝子、佐藤光子、本間義悦、荒内敏子、佐々木玉紀、藤巻芳枝、佐藤正則、櫻田くに(民生委員・児童委員)／玉熊修二(少年指導委員)／松江明彦(少年補導協力員)／田村紀夫(学校歯科医)／三戸一朗、三戸千賀子(急病センター派遣医)／鹿内正二(生活衛生関係団体役員)
- 【産業・経済功労…3人】
山口隆治、澤田繁悦、澤田今日一(産業振興)
- 【寄附…1団体】
青森設備工業株式会社

問 市民協働推進課(☎017-734-2324)

市営住宅の入居者を募集

- ◆申込期間 11/4(火)～17(月)
◆抽選予定日 12/6(土)(申込者には、抽選会のご案内をはがきで通知)
◆入居予定日 令和8年1月中旬以降

団地名	住所	募集戸数	住戸タイプ	階数 エレベータの有無	参考月額使用料
青森地区					
① 市営住宅 小柳第二団地	小柳五丁目	1	3LDK(6畳、6畳、4.5畳、LDK)	1階 無	14,500～28,600円
② 市営住宅 桜川第一団地	桜川三丁目	1	3K(6畳、4.5畳、3畳、K) ※改良住宅	4階 無	7,500～15,000円
浪岡地区					
③ 市営住宅 赤川団地	浪岡字平野	2	3K(6畳、4.5畳、3畳、K) ※改良住宅	2・3階 無	7,200～9,100円
④ 市営住宅 福田団地	浪岡福田	1	3DK(8畳、6畳、6畳、DK)	長屋2階建 無	18,300～36,000円

- ◆申込資格
- ▶現に住宅に困窮していることが明らかなかた
(原則として居住可能な持家があるかたは申込みできません)
 - ▶同居する親族があるかた
※①は入居する世帯員が4人以上
※②は一人で生活できる60歳以上のかた、生活保護受給者や障害者、DV被害者などは、単身世帯での申込みも可能。
 - ▶月額所得が15万8千円以下(高齢者世帯・障害者世帯・子育て(18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子がいる)世帯・若者夫婦(いずれかが39歳以下の夫婦のみの)世帯は21万4千円以下)
※②、③は11万4千円以下もしくは13万9千円以下
 - ▶市税を滞納していないかた ※分割納付は可の場合あり
 - ▶暴力団員でないかた など
※詳しくは、申込先へお問合せください。
- ◆申込み・問合せ(申込期間中に下記申込先へ申込書を提出)
- 青森地区：市営住宅指定管理者協同組合タッケン
(駅前庁舎3階 ☎017-734-2381)
- 浪岡地区：市営住宅指定管理者(有)皆成建設
(浪岡庁舎3階 ☎0172-62-1167)



国民健康保険・後期高齢者医療制度に 加入の皆さんへ

- ◆交通事故などの治療における届出
国民健康保険または後期高齢者医療制度で交通事故や第三者の行為によるケガ、食中毒などの治療を受けたときは、市への届出が必要です。
▼届出に必要なもの
第三者行為による傷病届(担当課で配布、市HPに掲載)、交通事故証明書、マイナ保険証または資格確認書 など
- ◆ジェネリック医薬品を上手に活用してみましょう
医療費の負担軽減につながります。ぜひご活用ください。
▼ジェネリック医薬品とは
新薬の特許期間が過ぎた後、新薬と同じ有効成分で作られた薬です。開発にかかる時間や費用が少なく済むため、低コストで販売されます。病状などにより、薬を変更しないことが望ましい場合もありますので、利用については医師、薬剤師にご相談ください。
▼ジェネリック医薬品がある先発医薬品の選定療養について
ジェネリック医薬品のある先発医薬品を希望する場合は、先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当の料金をお支払いいただく必要があります。この料金は保険適用外のため、公費負担医療制度の対象とはなりませんのでご注意ください。
- ◆リフィル処方せん・バイオシミラー(バイオ後薬品)をご存じですか？
リフィル処方せんとは症状が安定しているかたに対して、医師が処方可能と判断し医学的に適切とした期間について、最大3回まで繰り返し利用できる処方せんです。再診を受けずに薬を受け取ることができるので、通院負担を軽減できます。
バイオシミラーとは国内で承認・販売されるバイオ医薬品の特許期間が過ぎた後、バイオ医薬品と同等・同質の品質、安全性、有効性で作られた薬です。バイオ医薬品は糖尿病やがんの治療効果が期待されており、低価格で販売されるバイオシミラーは自己負担軽減につながります。
どちらも、利用については医師にご相談ください。
- ◆柔道整復の施術を受ける際は、負傷の原因を正確に伝えましょう
整骨院や接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき、医師や柔道整復師の診断または判断により、医療保険が適用となる場合とならない場合があります。
▼適用となる場合
外傷性が明らかな原因による骨折や脱臼、打撲、捻挫、挫傷(肉ばなれなど)と診断されて施術を受けた場合
※骨折及び脱臼は、応急手当は保険適用、それ以後の施術は医師の同意があれば保険適用となります。
▼適用とならない場合
- 単なる肩こりや筋肉疲労
 - 慰安目的のあん摩・マッサージ
 - 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
 - 労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷
- 問 国保医療年金課(☎017-734-5343)
浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1153)
青森県後期高齢者医療広域連合(☎017-721-3821)

鳥インフルエンザの発生防止にご協力を

- 鳥インフルエンザウイルスは、渡り鳥によって海外から持ち込まれると考えられています。野鳥の渡りが始まる秋から北へ帰る春にかけては、本病発生の警戒が必要となる時期です。次のことに注意してください。
- ◆鶏、あひる、うずら、きじなどを飼っているかたへ
- 渡り鳥や野鳥、ねずみなどの野生動物との接触をさけるため、野外での放し飼いはやめましょう。また、飼育小屋は防鳥ネット(2cm角以下)で囲いましょう。定期的に防鳥ネットの点検を行い、破損箇所はただちに修繕しましょう。
 - 飼育小屋を定期的に消毒し、清潔な状態で飼育しましょう。
 - 世話をするときには専用の履物、衣服を身に付け、終了後は履物、衣類、手指の消毒をしましょう。車両は農場の出入口で入念に消毒しましょう。
 - 家さんに異状がみられた場合は、すぐに連絡してください。
- 問 青森県西北農林水産事務所つがる広域家畜保健衛生所(☎0173-42-2276)
- ◆死亡した野鳥を見つけたかたへ
- 野鳥を処分する場合は、素手で触らずビニール袋に密封し、燃えるゴミに出してください。
 - 野鳥の種類、羽数によっては検査が必要となりますので、詳しくはご相談ください。
- 問 青森県東青農林水産事務所林業振興課(☎017-734-9962)

人権擁護委員の表彰

長年にわたり、人権擁護委員として人権擁護と人権思想の普及高揚に貢献した功績により、次のかたが表彰されました。おめでとうございます。

◆法務大臣表彰 今井 百合子さん
青森地方方法務局人権擁護課
(☎017-776-9024)

令和7年度青森市民意識調査結果報告書

市民の皆さんが、まちづくりや生活についてどのように考え、どのように行動しているかを把握し、施策・事業などを検討する基礎資料とすることを目的に、青森市民意識調査を実施しています。

このたび、令和7年度の調査報告書がまとまりました。報告書は、11/4(火)～、市HP、市役所各庁舎、各支所・市民センターなどでご覧になれます。

問 広報広聴課 (☎017-734-5107)

令和7年第2回「議員とカダる会(議会報告・意見交換会)」を開催します

議会報告や市民の皆さんと議員が自由に意見交換を行う「議員とカダる会」を開催します。

◆テーマ「除排雪について」

時 11/20(木) 18:00～20:00

所 本庁舎1階ロビー

問 議会事務局議事調査課
(☎017-734-5743)

令和7年度青森市産りんご大市開催！

旬の青森市産りんご(贈答用など)を販売します。

贈答用りんごを全国一律、送料900円(沖縄除く／1家族3ケースまで)で発送できます。

時 11/22(土)・23(日) 9:00～16:00

所 青森産業会館

問 あおもり林檎販売促進協議会
(あおもり産品支援課内
☎0172-26-6103)

都市計画の素案についての説明会

「本町一丁目2番地区」において、市街地再開発の事業構想がまとまり、準備組合が設立されました。

都市再開発法に基づき、組合施行の市街地再開発事業を都市計画法事業として施行するに当たり、都市計画法に基づき、都市計画の素案に関する説明会を開催します。

◆案件

- 青森都市計画第一種市街地再開発事業の決定(市決定)
- 青森都市計画高度利用地区の変更(市決定)

時 11/18(火) 18:00～

所 青森市福祉増進センター2階 研修室

問 都市政策課 (☎017-752-7977)

社会保険労務士による障害年金相談

「障害年金制度について知りたい」「障害年金を受けるにはどうしたらいいの?」など、この機会に相談してみませんか。

時 11/18(火)～20(木) 10:00～16:00
(12:00～13:00を除く)

所 障がい者支援課相談室
(駅前庁舎1階)

問 国保医療年金課
(☎017-734-5352)



納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。
※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆12/1(月)納期限

- ①市・県民税(普通徴収分) 第4期分
- ②国民健康保険税(普通徴収分) 第5期分
- ③後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第5期分
- ④介護保険料(普通徴収分) 第5期分
- ⑤児童保育負担金(保育料) 11月分
- ⑥市営住宅使用料 11月分
- ⑦市営住宅駐車場使用料 11月分
- ⑧放課後児童会負担金 11月分

◆12/10(水)納期限

- ⑨市・県民税(給与特別徴収分) 11月分
- 問 ①～⑤⑧⑨納税支援課
(☎017-734-5209)
⑥⑦住宅政策課
(☎017-734-5572)

暖房器具の取扱いに注意しましょう！

暖房器具は、ちょっとした不注意や誤った使用方法によって火災になる可能性がありますので、取扱いには十分注意しましょう！

◆取扱い注意点

- 暖房器具の上部に洗濯物を干さない。
- 暖房器具の周囲に、燃えやすいものを置かない。
- 暖房器具の近くにスプレー缶を置かない。
- ストーブに給油するときは、必ず火が消えたことを確認してから行う。
- カートリッジ式燃料タンクは、給油後、キャップの締め付けを確実にを行う。

問 消防本部予防課 (☎017-775-0853)



町会に宝くじの助成金

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。次の町会では、この宝くじの助成金を活用して、集会施設やコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

◆妙見第一町会 令和7年10月 集会施設の建設

◆八重田町会 令和7年10月
クリーンボックス3台、掲示板3台の設置

問 市民協働推進課 (☎017-734-5231)



お困りごと相談窓口 無料

11月の市民相談

予約不要

所 問 市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)
(☎017-734-5249)

[一般相談]

●市民なんでも相談室

時 月～金曜日(祝日を除く)
8:15～18:30※来庁または電話で受付

[特別・専門相談]※各相談10人程度

●人権相談

時 4(火)・17(月) 10:00～15:00

●行政相談

時 6(木)・13(木)・20(木)・27(木)
10:00～15:00

●司法書士相談

時 11(火) 10:00～14:00

●不動産相談

時 6(木)・13(木)・20(木)・27(木)
10:00～15:00

●行政書士相談

時 14(金)・21(金)・28(金)
10:00～15:00

要予約

●法律相談

時 ①10(月)・②25(火) 13:00～15:00
人 各5人(申込順)

申 事前に、
生活安心課(☎017-734-5250)へ
①は4(火)から、②は11(火)から
受付(8:30～)
※相談は、1回まで(一人20分間)

浪岡地区

人権相談・行政相談

時 11/6(木)・20(木) 9:00～15:00

所 浪岡総合保健福祉センター

問 浪岡振興部健康福祉課
(☎0172-62-1113)



女性のための専門相談 要予約

A 法律に関する問題に、
女性弁護士がアドバイスします。

時 ①11/11(火) ②11/25(火)

人 3人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

B こころの悩みに、
女性公認心理師が応じます。

時 11/20(木) 人 2人(申込順)

備 相談時間は50分。申込時に相談内容をお知らせください。

時 13:00～15:00 所 アピオあおもり
申 問 回は①11/6(木)・②11/20(木)・
回は11/18(火)までに、
県男女共同参画センター相談室
(☎017-732-1022／水曜日を
除く9:00～16:00)へ

ひとり親家庭などの
無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

時 12/4(木) 13:00～15:00

所 子育て支援課

人 4人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

申 問 12/1(月)までに、ひとり親家庭
等就業・自立支援センター
(☎017-734-5817)へ

市税などの平日夜間納付
相談窓口開設のお知らせ

[青森地区]

時 11/13(木)・17(月)～20(木)・
25(火)～27(木) 20:00まで

所 問 納税支援課 (☎017-734-5209)

[浪岡地区]

時 11/25(火)～28(金) 20:00まで

所 問 浪岡振興部納税支援課
(☎0172-62-1141)

マイナンバーカードの各種手続の予約

◆予約可能な手続

- ①マイナンバーカードの交付
 - ②電子証明書の更新手続
 - ③暗証番号に関する手続(ロック解除、再設定など)
 - ④マイナンバーカードの更新手続
 - ⑤マイナンバーカードの新規申請
- ※④⑤は、次のいずれかの方法による手続も可能です。
スマートフォン・パソコン・証明用写真機・郵送での申請

◆予約方法

- 市HPの「サイト内検索」で「マイナンバーカードの手続予約はこちら」を検索すると、予約画面が表示されます。
- 予約コールセンター
(☎017-734-5316／土・日、祝日、年末年始を除く8:30～18:00)

問 市民課 (☎017-718-0440) ID 1009343

